

院内感染防止対策に関する取組事項

I. 院内感染防止対策に関する基本的な考え方

当院の院内感染防止対策は、患者様やご家族はもとより、病院に関わる全ての人たちを感染から守るために「標準予防策」を基本とした対策と感染経路に応じた予防対策を実施します。また、病院内外の感染情報を収集し、院内感染の危険性及び発生に迅速に対応します。院内感染が発生した事例については、速やかに予防策の実施及び評価を行い、感染防止対策システムの改善に努めます。

II. 感染防止対策に関する取組事項

1. 院内感染防止対策組織に関する事項

感染防止対策に関する問題点を把握し、改善策を講じるなど院内感染防止対策活動の中核的な役割を担うために、「院内感染防止対策委員会」を設置しています。委員会は月1回を基本として必要時には随時開催します。また、「院内感染防止対策チーム（ICT）」を委員会内に設置し、院内ラウンドを実施し、現場における感染問題に迅速に対応しています。

2. 院内感染防止対策に関する職員研修に関する事項

全職員を対象とした感染防止対策に関する研修会・講習会を年2回以上開催しています。また、各部署に感染防止対策マニュアルを配備し、感染防止のための基本的な考え方や具体的な方法について、全職員への周知を行っています。

3. 感染症発生状況報告に関する事項

薬剤耐性菌や院内感染上問題となる微生物を検出した場合は、臨床検査科から各部署に伝達し、注意喚起します。ICTで発生状況を把握し、必要に応じ感染防止対策の周知や指導を行います。

4. 院内感染発生時の対応に関する事項

院内感染が疑われる事例が発生した場合には、ICTが速やかに現状の確認、疫学的調査を実施し、感染拡大を防止します。随時、状況を病院管理者及び院内感染管理者へ報告し、必要に応じて院内感染防止対策委員会を招集します。また、報告が義務付けられている感染症が特定された場合、届出は基準に沿って速やかに保健所に報告し、地域の医療機関や保健所と速やかに連携し対応します。

5. 抗菌薬適正使用のための方策

抗菌薬の使用量、使用状況についてICTが院内ラウンドを行い、把握しています。また抗MRSA薬やカルバペネム系などの抗菌薬を届出制にすることで薬剤耐性菌の増加を防止しています。

6. 他の医療機関との連携体制

ICTは、少なくとも年に4回、感染対策向上加算1届出医療機関が主催する院内感染対策に関するカンファレンスに参加しています。また、感染対策向上加算1届出医療機関が主催する新興感染症の発生等を想定した訓練について、少なくとも1回以上参加をしています。

7. 患者様への情報提供に関する事項

感染症の流行がみられる場合には、院内掲示版や病院ホームページ掲載を行い、広く情報を提供いたします。あわせて感染防止の意義、手洗い、手指消毒、マスクの着用などについて理解と協力をお願いします。

8. その他院内感染防止対策の推進のために必要な基本方針

院内感染防止対策の推進のため「院内感染防止対策マニュアル」を作成し、全職員への周知徹底を図るとともに、マニュアルの見直し、改訂を行います。